

貯法 室温保存、気密容器

## 動物用医薬品

承認指令書番号

5動薬第329号

販売開始

令和7年5月

ニューキノロン系合成抗菌剤  
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

## エンロクリア®10%液

## 【本質の説明】

本剤は、ニューキノロン系合成抗菌薬のエンロフロキサシンを有効成分とする動物用医薬品です。エンロフロキサシンは、細菌に対する選択性が高く、グラム陽性菌及びグラム陰性菌にも有効な広い抗菌スペクトルを有します。また、本剤は赤く着色しているため、投薬忘れを防止することで投薬コンプライアンスの遵守に繋がります。

## 【成分及び分量】

本品100mL中

| 有効成分      | 含量    |
|-----------|-------|
| エンロフロキサシン | 10.0g |

## 【効能又は効果】

有効菌種：本剤に感受性の下記菌種

マイコプラズマ・ガリセプティカム、大腸菌

適 応 症：第一選択薬が無効の場合の下記適応症

鶏：呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症

## 【用法及び用量】

飲水1L当たりエンロフロキサシンとして下記の量を均一に混和して3日間経口投与する。

鶏（産卵鶏を除く）：50mg

## 【使用上の注意】

（基本的事項）

## 1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（鶏）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。  
鶏（産卵鶏を除く）：食用に供するためにと殺する前4日間

（使用者に対する注意）

- ・本剤は強いアルカリ性（pH約11）であるので、皮膚、飲食物についた場合には速やかに水洗いすること。

（取り扱い及び廃棄に関する注意）

- ・使用期限を過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。

- ・開封後は密栓して保管すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- ・本剤が眼に入った場合には多量の流水（水道水）で十分に洗った後、医師の診察を受けること。

（鶏に関する注意）

- ・本剤をできる限り使用直前に飲水に混和して投与すること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

（専門的事項）

## ①重要な基本的注意

- ・本剤は第一次選択薬が無効である症例に限り使用すること。
- ・本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。

## ②相互作用

- ・類似化合物で、マグネシウム又はアルミニウム含有の制酸剤との併用により、吸収が低下し、効果が減弱するとの報告があるので、併用は避けることが望ましい。
- ・類似化合物で、非ステロイド性消炎鎮痛剤との併用により、まれに痙攣が発現するとの報告がある。

## ③その他の注意

- ・本剤は、ナリジクス酸高度耐性株に対して効力を示すが、フルオロキノロン高度耐性株に対しては効力を示さない。

【薬理学的情報等】

（薬効薬理）

エンロフロキサシンは、細菌のDNA複製に関わる酵素であるDNAジャイレースを阻害し、細菌のDNA複製を阻害することにより抗菌作用を示し、多くのグラム陽性菌及びグラム陰性菌に対して抗菌活性を有する。また、良好な組織移行性を示す。

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術  
〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目11番5号  
TEL：03-3264-7559

販 売 元



共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南 1-6-5

製造販売業者



リケンベッツファーマ株式会社

埼玉県入間郡越生町成瀬829-6

開 発 元



Veterinarian Medical Development CO., LTD

獣医医療開発株式会社

®登録商標

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。

R-ECXL01-2502